

小諸市公共施設等総合管理計画 概要版

(計画期間：平成 29 年度～平成 39 年度)

小諸市では、平成 29 年 3 月に「小諸市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この計画は「将来に渡り必要な行政サービスを、継続して提供する。」ために、公共施設等の長期的な維持管理や運営方法に関する方針を定めるものです。これにより、公共施設等の改修や更新に係る財政負担の軽減及び平準化を図り、全庁的かつ総合的な管理の適正化を進めます。以下にその概要をお知らせします。

■公共施設等総合管理計画の 7 つの基本方針

今後の公共施設等のあり方や、管理・運営方法の見直しを図るため 7 つの基本方針を下記の様に定めます。

a) 公共施設に関する基本方針

① 公共施設の総量縮減を目指します

- ・現在の財政状況を考慮すると、全ての施設を再整備することは非常に困難なことから、今後も継続して必要な施設のみを再整備します。
- ・施設再整備の際は、他施設との統合や民間施設の賃借等の様々な視点から検討し、経費削減と総量の縮減に努めます。

② 新規施設の整備は原則として行いません

- ・特殊な事情がある場合を除き、原則として新規施設の整備は実施しません。
- ・既存施設の用途変更や、民間施設の賃借、隣接する自治体との連携等により、必要な機能の確保を目指します。

③ 公共施設の有効活用を図ります

- ・公共施設の貸出範囲や方法を見直します。
- ・遊休資産の貸付や売却等を進めます。
- ・公共施設を活用して、自主財源の確保に努めます。

b) インフラ施設（道路、橋梁、上下水道等）に関する基本方針

④ 適切な維持管理を実施して長寿命化を目指します

- ・施設老朽化の状況に合わせ、事故が発生する前に適切な対応を図る、予防保全型管理に転換することで、経費の節減と作業の効率化を図ります。

⑤ 新たな需要に伴うインフラ施設の整備は効率的な対応を図ります

- ・関連事業者との連携を強化するため情報の共有化や透明化を進め、効率的な事業展開を目指します。

⑥ 新規整備や更新は将来の維持管理等に配慮した設計を目指します

- ・維持管理を考慮した設計をすることで将来の更新費用の縮減を目指します。

c) 公民連携の推進

⑦ 施設の整備や維持管理に関して市民及び民間事業者等の力を積極的に活用します

- ・施設の利用実態に合わせ、市民の皆様や民間事業者による管理を進め、利用しやすい運営方法の構築を目指します。

■施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

7 つの基本方針に基づき、施設類型ごとの特性等を考慮した管理に関する基本的な方針を定めました。この基本的な方針に基づき、さらに詳細な個別施設の管理や運営に関する実施計画を策定します。基本的な方針については、その一部を抜粋したものを裏面に掲載します。

■当面の取組みと推進体制

「総合管理計画の基本方針」及び「施設類型ごとの基本方針」、この二つの基本方針に基づき、平成 29 年度以降の当面の取組みとして下記の事項から着手します。

- ① 施設ごとの個別実施計画の策定
- ② 施設の売却や譲渡に向けた条例等の整備
- ③ 公共施設マネジメントシステムの導入
- ④ 施設の維持管理・運営情報の一元管理と情報共有体制の構築
- ⑤ 施設の空きスペース等を利用した、新たな収入源の確保対策の推進
- ⑥ 全ての公共施設の管理運営状況の公表
- ⑦ 施設点検や維持管理に関する統一的なマニュアルの検討
- ⑧ 施設類型ごとの優先順位の検討

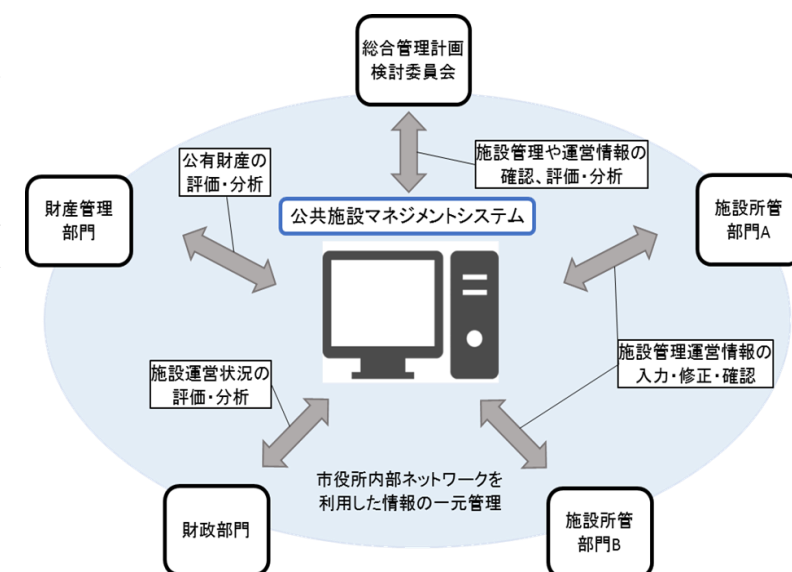
この計画を推進するため、市役所内に内部横断的な組織として「小諸市公共施設等総合管理計画検討委員会」を設置し、取り組みを進めます。

また、これまでの管理体制を見直し、必要な情報を一元管理するため、「小諸市公共施設マネジメントシステム」を導入します。これまでは、施設所管部門ごとに異なる方法によって施設の管理、運営情報をストックしていました。

このシステムの導入により、施設の管理担当者や財産管理部門等が、いつでも、必要な情報を確認できるようになります。

本計画に関するご質問、ご意見は右記の担当までお寄せください。

公共施設マネジメントシステムの概念図



担当
財政課 検査・施設計画担当
Tel 0267-22-1700 (内線 2342)

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 一覧表(抜粋)

平成29年3月17日付

施設類型		実施方針		
大分類	中分類	施設の点検及び耐震化	施設の維持管理・修繕・更新	施設の統廃合や利活用
行政系施設	庁舎等 消防施設 その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・常時点検巡視を行い、機能の保持に努める ・長寿命化計画に活用できるよう、点検結果の蓄積を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づく施設の長寿命化計画の策定 ・機能の維持に係る設備を優先的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内のスペースや壁面等の活用 ・統廃合は、維持管理や作業の効率化等を考慮して最適配置となるよう検討
市民文化系施設	集会施設 文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検計画の作成を進め安全確保に努める ・集会施設は、区による維持管理体制の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づく施設の長寿命化計画の策定 ・定期的な設備の見直し及び計画的な更新の実施 ・集会施設の修繕は、区による実施体制の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化及び・新たな活用方法を検討 ・集会施設は、区へ施設の移管を進める
社会教育系施設	博物館等 図書館 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して点検を実施し、安全確保に努める ・長寿命化計画に活用できるよう、点検結果の蓄積を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づく施設長寿命化計画の策定 ・設備の見直しと計画的な更新の実施 ・良好な展示環境の維持に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴を考慮した新たな活用方法を検討 ・その他施設は、利用状況等を考慮し、今後のあり方について検討
スポーツ・レクリエーション系施設	保養施設 レクリエーション・観光施設 スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が利用するため、施設の点検等が重要な施設類型 ・随時、目視点検を実施している。今後も継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づく施設の長寿命化計画の策定 ・利用状況に合わせた、設備や機材の見直し及び計画的な更新の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の魅力、機能向上を見込んだ、配置や複合化を検討 ・空きスペース、敷地の活用等を検討し、自主財源の確保を図る
保健・福祉施設	高齢者福祉施設 障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検計画を作成 ・長寿命化計画に活用できるよう、点検結果の蓄積を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づく施設の長寿命化計画の策定 ・長寿命化計画に基づく計画的な修繕の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズの把握、民間事業者によるサービス提供状況を踏まえた、事業の継続や廃止を検討
子育て支援施設	幼児・児童施設 幼稚園・保育園・認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、目視点検を実施中。今後も継続し、安全確保に努める ・2年毎に「特殊建築物等定期調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づく施設の長寿命化計画の策定 ・設備の見直しと計画的な更新の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児数の減少に伴い、保育園のあり方を見直す ・同一機能を持つ施設は、利用状況を見ながら統合を含めたあり方を検討
学校教育系施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、目視点検を実施中。今後も継続し、安全確保に努める ・3年毎に「特殊建築物等定期調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度を目途に個別の長寿命化計画の策定 ・適切に修繕及び大規模改修を実施し、施設及び機能の長寿命化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や児童・生徒数の減少を踏まえ、平成31年度を目途に「長期学校改築計画」を策定
公営住宅	市営住宅 厚生住宅 改良住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・月数回、目視点検を実施中 ・平成29年度に点検記録の整備を検討 ・平成32年に耐震化率100%を目標値として対策を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小諸市公営住宅等長寿命化変更計画」に基づく修繕の実施 ・長野県住宅供給公社による施設管理体制を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小諸市公営住宅等長寿命化変更計画」の「公営住宅等ストック活用計画」に基づき、用途廃止、維持管理、更新を検討
産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（団体）による施設の点検体制の構築を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（団体）による維持管理の継続 ・農業用施設は利用者による修繕を原則とし、施設の払下げを原則に協議を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用されている農業施設は払い下げの協議を進める ・遊休農業施設は他の農業者による利活用を検討
公園	公園	<ul style="list-style-type: none"> ・目視による施設点検のマニュアル化 ・定期的な点検計画を策定 ・長寿命化計画に活用できるよう、点検結果の蓄積を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期清掃は、地元区や職員巡視にて実施中 ・修繕は、利用者数調査を実施し、施設の必要性を再考の上、実施方針を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆便所は利用率が高く、統廃合には精査が必要 ・利用者数の推移や隣接施設との集約（共用）を検討
供給処理施設	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画に活用できるよう、点検結果の蓄積を図る ・無人化施設は、定期的な点検計画を平成29年度に策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づく、修繕個所のリスト化 ・施設の長寿命化計画に基づく計画的な更新の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料金等の見直しの検討 ・空きスペース、敷地の活用等を検討し、自主財源の確保を図る
その他施設	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、目視点検を実施中、今後も継続し、安全確保に努める ・借受人による定期的な点検が実施されるよう対応を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・休止施設は、活用方法が決まるまで最小限の修繕を実施 ・活用方法が決まり次第、維持管理の実施方針を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き施設は積極的に売却を行い、自主財源の確保を図る ・利用者の安全確保が困難な場合は、貸付けの中止を検討
インフラ施設	道路・橋梁等	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の点検は、近接目視により点検を5年に1度実施 ・トンネル、歩道橋も5年に1度法定点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の幹線道路は、路面性状調査を実施 ・舗装修繕計画に基づく計画的な修繕・更新の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装長寿命化修繕計画を平成33年度をまでに策定
	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「上水道事業基本計画」に基づき、平成29年度に耐震診断を含む定期的な点検計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に施設更新の優先順位付けを実施 ・左記計画に基づき計画的な維持管理・更新を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「上水道事業基本計画」に基づき、平成29年度に施設の廃止又は統合などを検討
	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検により、各施設の状況把握に努める ・処理施設の耐震化工事を計画的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画の策定 ・点検・調査、修繕・改築を実施し、施設管理の最適化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設の公共下水道区域への統合や機能強化を検討

※類型ごとの詳細な方針は、公共施設等総合管理計画の12Pから30Pをご覧ください。